

重要な会計方針

改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 27 年 1 月 27 日改訂）並びに「独立行政法人会計基準」並びに「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」（平成 28 年 2 月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第 4 3（注解 3 9）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第 8 条により、経過措置を適用しております。

1 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 5 年

2 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生労働大臣から平成 26 年 10 月 1 日付けで厚生年金基金の代行部分について将来分支給義務免除の認可を受け、平成 28 年 3 月 28 日付けで基金の解散の認可を受け、これにより、平成 28 年 4 月から確定拠出制度を設けました。なお、厚生年金基金については、現在、清算に向け手続中です。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 3 8 に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

4 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	39,296,582,802 円
うち定期預金	27,000,000,000 円
(差引) 資金残高	12,296,582,802 円

2 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額

計上額	835,612 円
うち国からの出向職員分	835,612 円

3 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生労働大臣から平成26年10月1日付けで厚生年金基金の代行部分について将来分支給義務免除の認可を受け、平成28年3月28日付けで基金の解散の認可を受け、現在、清算に向け手続中です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((4) に掲げられたものを除く)

期首における退職給付債務	153,244,921 円
期末における退職給付債務	153,244,921 円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	153,244,921 円
期末における年金資産	153,244,921 円

(4) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	144,860,198 円
退職給付費用	31,390,494 円
退職給付への支払額	△ 11,611,503 円
期末における退職給付引当金	164,639,189 円

(5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
積立型制度の退職給付債務	153,244,921 円
年金資産	△ 153,244,921 円
積立金制度の未積立退職給付債務	0 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	164,639,189 円
小計	164,639,189 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	164,639,189 円
退職給付引当金	164,639,189 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	164,639,189 円

(6) 退職給付に関連する損益	
退職給付費用	31,390,494 円

(7) 確定拠出制度	
拠出額	2,434,248 円

4 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金で行っており、有価証券及び投資有価証券は保有していません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	39,296	39,296	—
(2)売買事業費未払金	(1,043)	(1,043)	(—)
(3)未払金	(4,175)	(4,175)	(—)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売買事業費未払金及び(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受入保証金(貸借対照表計上額2,072百万円)については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握

することが極めて困難と認められることから開示の対象とはしておりません。

5 セグメント情報

当勘定は、単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

6 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

7 重要な後発事象

該当事項はありません。